

熊本県公報

第 1 1 1 0 4 号
平成 16 年 4 月 2 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県貸金業事務取扱要項の制定.....	(経営金融課) 1
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定.....	(介護保険課) 43
○ふ化業者の登録.....	(畜産衛生課) 43
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....	(身体障害福祉課) 43
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定.....	(") 43
○児童福祉法に基づく事業者の指定.....	(") 44
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....	(税 務 課) 44
○貸金業の登録の取消し.....	(経営金融課) 44
○ "	(") 44
○ "	(") 45
○指定居宅介護支援事業所の指定.....	(介護保険課) 45
○ "	(") 45
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定.....	(") 45
○指定介護療養型医療施設の指定.....	(") 45
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生.....	(畜産衛生課) 45
公 告	
○2003年漁業センサスの平成16年度電子計算機処理及び集計・作表業務委託に係る一般競争入札の実施.....	(統計調査課) 45
○平成16年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務委託に係る一般競争入札の実施.....	(広 報 課) 48
○平成16年度調理師試験の実施.....	(健康づくり推進課) 49
○特定非営利活動法人の設立認証申請.....	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 50
○ "	(") 51
○ "	(") 51
○ "	(") 51
○ "	(") 52
○ "	(") 52
○ "	(") 52
○ "	(") 52
○ "	(") 53
○ "	(") 53
○ "	(") 53
○ "	(") 53
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請.....	(") 54
○ "	(") 54
○ "	(") 54
○県営土地改良事業計画.....	(農村計画課) 55
○県営土地改良事業計画の変更.....	(") 55
○県営土地改良事業計画の工事完了.....	(") 55
○土地改良事業施行の適否決定.....	(") 55
○土地改良区役員の退任及び就任.....	(") 55
○土地改良区役員の住所変更.....	(") 56
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見.....	(商工政策課) 56
○熊本県伝統的工芸品の指定要項に基づく第15次指定.....	(") 56
登 載 依 頼	
○ガスクロマトグラフ装置一式の借入れに係る一般競争入札の実施.....	(警 察 本 部) 56

告 示

熊本県告示第 336 号
熊本県貸金業事務取扱要項を次のように定める。
平成 16 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貸金業事務取扱要項

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 登録（第2条－第8条）
- 第3章 業務（第9条－第11条）
- 第4章 貸金業事務取扱主任者（第12条）
- 第5章 監督（第13条－第16条）
- 第6章 登録に関する意見聴取（第17条－第20条）
- 第7章 貸金業協会（第21条－第24条）
- 第8章 信用情報（第25条－第27条）
- 第9章 苦情処理（第28条－第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要項は、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）及び貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「規則」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録

（書類の提出及び受理等）

第2条 規則第1条第2項、第7条第2項、第10条第2項並びに第30条第2項及び第3項の規定により書類を提出しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数を、原則として社団法人熊本県貸金業協会（以下「協会」という。）を経由して提出するものとする。

- (1) 登録申請書 正本1部、副本2部
- (2) 登録申請書添付書類 正本1部、副本1部
- (3) 変更届出書 正本1部、副本2部
- (4) 変更届出書添付書類 正本1部、副本1部
- (5) 廃業等届出書 正本1部、副本1部
- (6) 廃業等届出書添付書類 正本1部、副本1部
- (7) 事業報告書 正本1部
- (8) 事業報告書添付書類 正本1部

2 登録の更新の申請書は、登録の有効期間満了の日の4月前から受理するものとする。

3 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の要件に留意のうえ審査し、要件に適合しない場合は補正を求めるものとする。

- (1) 資金需要者等に公的機関又は金融機関と誤認させ、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。
- (2) 2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録申請をしていないこと。
- (3) 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。
- (4) 代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載していること。
 - ア 貸金業の規制に関する法令等を遵守する旨の文言
 - イ 代理業務の範囲に関する事項
 - ウ 代理店手数料の決定及び支払に関する事項
 - エ 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項
 - オ 営業用の施設及び設備の設置主体等に関する事項

4 法第4条第2項第4号の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を証する書面又はその写しは、次によるものとする。

- (1) 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）については、当該営業所等の所有又は賃貸借の態様に応じて、登記簿謄本、固定資産税課税通知書（課税物件明細の記載があるもの）、所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）、賃貸借契約書等
- (2) 営業所等の写真、地図及び見取図
- (3) 登録申請者が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備（営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）以外に設置されるものをいう。以下同じ。）については、規則別紙様式第1号9の項中営業所等の名称及び所在地（第4面）をもって所在地を証する書面とすることができるものとする。
- (4) 登録申請者の業務委託先が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備については、当該業務委託先との間で当該自動契約受付機又は店舗外現金自動設備の利用に関して締結した契約書の写し

5 法人であって、規則第4条第3項第8号に規定するものを有しない者に対する同項第7号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面の内容の確認、又は、個人に対する同項第9号に規定する財産に関する調書（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、次の書面により行うものとする。

- (1) 預金が計上されている場合にあつては、取引先の金融機関が発行する残高証明書
- (2) 有価証券が計上されている場合にあつては、取引先の証券会社が発行する取引残高報告書
- (3) 土地又は建物が計上されている場合にあつては、市区町村長が発行する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し
- (4) 法人にあつては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した貸借対照表の写